

市立長浜病院内における弁当等販売事業者募集要項

市立長浜病院敷地内の所定の場所において、以下の要領により弁当等の販売を実施する事業者を募集します。

1 目的

市立長浜病院における患者さんをはじめ来院される方その他職員等の喫食の機会を確保するため、弁当、おにぎり、惣菜、デザートその他これらに類する食品（以下「弁当等」と言います。）を販売する事業者を募集するものです。

2 内容

(1) 所在地：長浜市大戌亥町313番地

(2) 販売場所：市立長浜病院敷地内において当院が指定する次の場所

①病院本館1階 旧レストラン内の一部（入り口付近の指定する4㎡）

②病院敷地内 診療支援棟北側駐車場の一部（指定する区画20～40㎡）

位置詳細は別紙地図のとおり

(3) 販売期間：本件事業の許可を受けた日から令和9年3月31日まで

(4) 販売物：弁当、おにぎり、惣菜、デザートその他これらに類する、購入後に調理等を要しない食品

※ただし、上記(2)の病院本館内で販売する場合は、その場での調理も要しないものに限ります。

(5) 販売日時：当院が指定する日の午前11時30分から午後1時30分まで

※当院が指定する日：毎週火曜日、毎週木曜日、第2・第3金曜日

（平日に限る。なお、当院の都合等で月により変更する場合があります。）

上記のうち、本募集要項に定める方法により決定した日とします。

※準備、後片付けを含めた施設の使用時間は午前10時から午後2時までとします。

また、販売時間の調整は可能ですが、販売開始は午前11時以降とします。

※平日であっても当院の都合により販売を中止していただく場合があります。

(6) 使用料（令和7年度）

上記(2)①：90円（1営業日当たり）

上記(2)②：96円（20㎡（2区画相当）・1営業日当たり）

192円（40㎡（4区画相当）・1営業日当たり）

（長浜市病院事業の用に供する行政財産の目的外使用に関する規程に基づく）

(7) 販売数の目安

1営業日当たり50～60食

※目安であり日によって変動します。また、売り上げを保証するものではありません。

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次のいずれかに該当すること。

①長浜市の物品登録業者（食品）であること

②長浜旅館飲食協同組合に加盟し、長浜市内で旅館飲食業を営んでいること。

③長浜観光協会の会員であること。

④長浜商工会議所の会員であること。

⑤長浜市商工会の会員であること。

⑥長浜キッチンカー倶楽部の会員であること。

なお、複数で応募する場合は共同申請とし、各自が応募資格要件を具備していること。

(2) 長浜市税等、税金の滞納がないこと。

(3) 弁当等の販売にあたり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。

(4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律の対象となる営業を行う事業者でないこと。

(5) 長浜市暴力団排除条例（長浜市条例第 43 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

4 申請方法等

(1) 申請に必要なとなる書類

①市立長浜病院弁当等販売申請書 1 部

②店舗の営業許可書の写し 1 部

③食中毒等に対応する保険に加入していることを証する書類の写し 1 部

④市税について滞納のないことを証する書類 1 部

⑤上記 3 (1) のいずれかに該当することを証する書類の写し 1 部

⑥自動車検査証の写し（有効期限内のもの） 1 部

※キッチンカーでの販売を行う場合に限る。

⑦販売メニュー申請書 1 部

⑧行政財産使用許可申請書 1 部

⑨病院構内営業許可申請書 1 部

⑩誓約書 1 部

⑪共同申請者名簿 1 部

※共同申請を行う場合に限る。

複数の事業者による共同申請の場合は、事業者ごとに①～⑦、⑩の書類の添付が必要です。⑧、⑨、⑪のみ代表者により提出してください。

(2) 申請書の提出期限： 随時募集しています

(3) 申請書の提出先

〒526-8580

長浜市大戌亥町 313 番地 市立長浜病院本館 2 階 総務課執務室

(4) 申請方法

上記(1)の必要書類をそろえ、(3)までご持参ください。

※郵送やファックス、メールなど、持参以外の方法による受付は行いません。

(5) 販売希望日

①希望する販売曜日を申請書の中から 1 つ選択してください。

すべての週で販売可能であればその曜日の週すべてを選択、週によって販売できない日がある場合は、その週を除いて選択してください。

※今回は、毎週火曜日、毎週木曜日、第 2・第 3 金曜日の販売のみ募集します。

5 販売事業者の決定等

(1) 販売事業者の決定

販売事業者は1日につき1者とします。

提出された応募書類の確認を行い、応募資格条件を満たしている場合は、必要な手続を経て販売事業者として決定します。なお、複数の事業者から同一曜日の販売希望があった場合は、有効な申請受付の先着順に、書類審査により決定します。

なお、次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。

- ①応募資格のない者によるもの
- ②記載内容に不備があるもの

また、下記6のとおり、決定後であっても取り消す場合があることにご留意ください。

(2) 共同申請について

共同販売する場合は1日に複数の事業者の販売も可としますが、共同申請により許可を受けている事業者（共同申請名簿に掲載がある事業者）に限ります。また、使用料は販売事業者数に応じて必要です。

なお、共同申請名簿記載の事業者に限り、販売日によって販売を交代することは可能です。

(3) 決定の通知

販売予定事業者の決定は、有効な申請受付後の2週間後を予定しています。

6 販売事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は販売事業者としての決定を取消すとともに、取消しによって事業者に損害が生じることがあっても、市立長浜病院はその責めを負わないものとします。

- (1) 正当な理由なく指定する期日までに手続きに応じないなど当院の指示に従わなかった場合
- (2) 募集要項、仕様書の各条件、許可の条件等に違反した場合
- (3) 食中毒等の発生により販売事業者が営業停止等の行政処分を受けた場合
- (4) その他本事業の事業者として不適当と認められる場合

7 その他

その他の条件、留意事項は以下のとおりです。

- (1) 販売できるのは上記4(1)⑦で申請したメニュー（食品）のみとします。また、酒類の販売はいかなる場合も認めません。
- (2) 許可を受けた時間以外の販売は認められません。
- (3) 販売対象は当院関係者に限るものではありませんが、当院関係者が十分に購入の機会を得られるよう工夫してください。なお、当院関係者以外の購入者が当院関係者を上回るなど、本事業の趣旨が達成できない状況となった場合は、販売方法の改善を求め、あるいは使用許可を取り消すことがあります。
- (4) できるだけ弁当類が行き渡るよう（購入者が特定の一部に偏らないよう）工夫してください。
- (5) 販売、調理その他営業活動に関し、当院で供給できる電気、ガス、水道、調理器具等はありませんので、販売事業者で調達してください。
- (6) 食品衛生法に基づく必要な許可・届出や食品表示法に基づく表示については、事前に保健所へ問い合わせのうえ、各自で必要な手続きや確認を行ってください。

- (7) 販売時間中は販売員が常駐するとともに、販売に伴う金銭の授受等については各事業者で対応してください。
- (8) 販売上及び販売する弁当類等に関するトラブルについて当院は一切の責任を負いません。
- (9) 当院は、特定の事業者への販売を促進する対応は行いません。
- (10) 宣伝等を行う場合は、敷地内の当院が認めた場所において、当院関係者に向けた必要最小限のものとしてください。(放送やチラシ配布、敷地外に向けた宣伝等は認められません。)
- (11) 新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症対策の観点から、以下の内容を遵守してください。
- ① 販売員の体調管理、マスク着用、消毒、手洗い、うがいを徹底する。
 - ② 事業所内で新型コロナウイルス感染者が出た場合は、速やかに報告する。
 - ③ 共有物の適正な管理、消毒を実施する。
 - ④ 販売スペースでの飲食は、禁止する。
 - ⑤ 食品は、個包装した物のみを販売する。
- (12) 販売事業者の都合により販売内容を変更し、休止又は終了する場合は、1か月前までに担当課に連絡してください。
- なお、湖北地域における今後の病院再編の進捗によっては、販売期間内であっても本件弁当等販売事業を終了することがあります。その他、当院の都合により本件事業を終了する場合は、1か月前までに販売事業者に連絡します。(当院都合による事業の終了に関し販売事業者が受けることとなった損害等については、当院は補償しません。)
- (13) この募集要項に定める事項のほか、「市立長浜病院内における弁当等販売に係る仕様書」に定める事項を遵守してください。
- (14) 現地説明会：希望される場合は、事前に担当者と日時を調整のうえ実施します。

【お問い合わせ先】 市立長浜病院事務局総務課
〒526-8580 長浜市大戌亥町3 1 3 番地
TEL 0749 (68) 2300 (代表)
FAX 0749 (65) 1259 (直通)